



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	大学の社会（地域）貢献とそこにおける生涯学習（教育・研究）のあり方
Author(s)	井上, 講四
Citation	琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要(5): 1-4
Issue Date	2011-03
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/21588
Rights	

大学の社会（地域）貢献とそこにおける 生涯学習（教育・研究）のあり方

Contribution to the Society (community) of the University & its Desirable Stance relating to Lifelong Learning (Education・Research)

井 上 講 四*

1. 大学の社会（地域）貢献の新たな位相?!

今、大学の社会（地域）貢献が、改めて問われている。だが、その大学の社会（地域）貢献の中身には、かなりの位相転換が見られる。例えば、公開講座（公開授業を含む）や社会人入学等の実施に代表されるそうした取り組みに、近年では正規のカリキュラム（授業）や教育・研究活動それ自体に、大学の社会（地域）貢献の要素が直接入り込んできている。そしてまた、それらは、いわゆる大学側からの一方向的な貢献のベクトルとしてだけではなく、そうした教育や研究活動に対する社会（地域）からの貢献、あるいは協働のベクトルとして、大学の側に向かってきているものもある。そういうこともあってか、現在、この大学の社会（地域）貢献を巡っては、実態もあり、用語自体もかなり定着はしているものの、実はその用語を使っている人々の間では、その概念・イメージにかなりの懸隔が広がっているのではないかと。極論すれば、ある種の「同床異夢」の状態があるのではないかとということでもある。

いずれにしても、これまでのような「象牙の塔」あるいは「閉ざされた学問の府」の、一部あるいは余剰的開放という意味での社会（地域）貢献ではなく、まさしく社会（地域）全体における社会（地域）貢献、あるいは「地域連携」という位置づけ・形で、これからの社会（地域）貢献はなされていかなければならないであろう。すなわち、これからの大学の社会（地域）貢献というものを考える場合には、上記のような双方向からのアプローチ、あるいは関係づくりの視点が求められるということである。例えば、大学側からの正規の取り組みとして始められている、学生のインターンシップ活動や各種のボランティア活動（例：教員養成プログラムの中の「教育実践ボランティア」、学生全体の「サービス・ラーニング」システムの構築等）、さらには「産官学協働」というような新たな動きは、単に大学の社会（地域）貢献ということだけではなく、社会（地域）全体における教育・研究活動の総合的、あるいは互惠的関係の中での連携・協力活動だということである。

*琉球大学生涯学習教育研究センター長

2. 教育・研究と社会（地域）貢献の関係は?!

ところで、これまで一般には、大学の機能・役割としては、教育、研究、そして社会（地域）貢献の3つの分野（柱）が挙げられてきた。そして、ある意味残念ではあるが、その順番としては、教育か研究かという議論はあるが、社会（地域）貢献は、どちらにしても、第三番目の機能・役割としてしか見られてこなかった。現実には、（日本の）大学は、そうしたものとして多くが出発したのだから、それはそれで仕方がないであろう。

それはともかく、この通常第三番目の機能・役割として挙げられる「社会（地域）貢献」ではあるが、厳密に言えば、「地域貢献」という表現が妥当かと思われる。何故なら、「教育」にしる、「研究」にしる、それらは本来的に「社会貢献」の要素を有しているからである。例えば、「教育」については、たとえそれらが、主として18～22歳の若者を対象にしているとしても、それ自体もれっきとした「社会貢献」であり（基本的には大学院課程も同じ）、また「研究」にしても、たとえそれが、直接的には社会（生活）とは無縁なものであっても、科学的知識やテクノロジーの社会的共有あるいは活用という意味では、これもまた、もちろん公立と私立という違いは当然あるが、れっきとした「社会貢献」であるからである。

ということであれば、大学が、改めてわざわざ第三の機能・役割を、「社会（地域）貢献」という形で意識したり、その具体的なアクションとして、公開講座や各種の連携・協力活動を行ったりすることは、上に述べた「社会貢献」とは、違った次元あるいは違った意味・要素があるということになる。改めてまずは、そのことをきちっと押さえて置かなければ、この第三の機能・役割はあまり重要視されないか、あるいは、それこそ一部の、時間的な余裕がある、はたまた物好きな教員の、余分ないしはボランティア的な活動と取られざるを得なくなるであろう。しかし、果たして、それでいいのだろうか。

結論から言えば、決してそういうことではなく、要は、大学の3つの機能・役割は、単純並置的なものではなく、それらは構造的な関係を有しているということである。すなわち、「教育」は「研究」の成果やプロセスの中に、そしてまたその「研究」は、「教育」の成果やプロセスの中に位置付くのであり（教育と研究は双方向の関係）、そしてこの二つは社会（地域）という土俵の上で展開されるものなのである。そして、さらに教育と研究の双方向の関係の中に、地域貢献のプロセスや成果が組み込まれるのである。ただし、厳密には、この「地域」とは、その「社会」の中の当該地域（立地している県とか市域）のことである。したがって、これ以降は、大学の第三の機能・役割としての社会（地域）貢献は、改めて「地域貢献」という表示を行うことが妥当ということになる。図示すると、以下のようなようである。

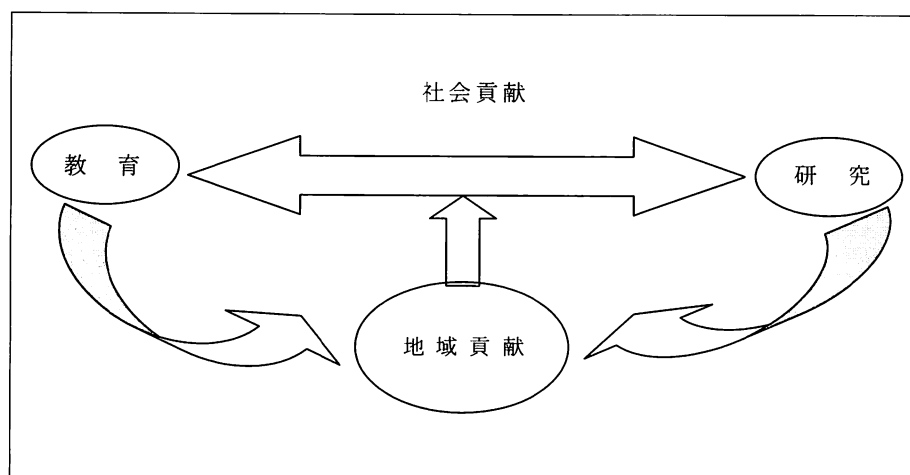


図1 大学の社会（地域）貢献の全体構造

3. 従来の大学における「生涯学習」の受け止め方～ある種の誤解・無理解?!～

翻って、これは、ある種の誤解または無理解から展開されていると思われるが、従来の大学における「生涯学習」の受け止め方は、ややもすれば、単純に捉えた大学の機能・役割の第三の機能・役割、すなわち地域貢献の一つ、あるいはその重要な分野というように捉えられてきたきらいがある。その代表的なものが、公開講座の実施や社会人入学等の、いわゆる学校（大学）卒業後の一般成人に対する貢献（サービス）である。したがって、大学に設置された生涯学習教育研究センター（名称や位置づけは、設置時期等の状況も反映され、当該大学によって異なるが）は、そうした貢献（サービス）の窓口であったり、実行部隊であったりしたわけである。

もちろん、こうした動きは、大学の「生涯学習化」という点では、間違っていないが、一定の社会的認知も得られるものであったことは事実である。さらには、大学の新たな顧客獲得という経営戦略という点でも、首肯されるものではあったであろう。しかし、そこには、やはり大学での生涯学習（教育）というのは、正規の教育とは直接関わりがあるものとは捉えられず、何か余剰的、追加的な事業・業務と考えられてきたと言えるであろう。その証拠の一つとも言えるが、例えば、大学の教育学部等において、入学定員削減の政策もあったが、教員養成という目的（卒業要件の中に教員免許取得を義務づけること）から外れた「生涯教育課程」（名称等は大学によって異なるが）を設置したものの、いわゆる「ゼロ免課程」と揶揄され（だから余剰と判断されるのでもあるが?）、廃止や縮減の対象として常にやり玉に挙げられ、現在ではその存続さえもが危機的状況にある。

このように、多く（ほとんど?）の大学は、生涯学習（教育）は、学校教育以外の分野（事実上は社会教育ということになるが）という受け止め方をしており、そうした動きや施策・事業には、正規の役割、あるいは業務という位置づけを行ってこなかったということである。それがまた、大学の役割・機能の、まさに第三番目の機能として位置づけられたことと、決して無縁ではないということである。しかし、それは、やはりある種の誤解・無理解であったのである。

4. 改めて、大学における生涯学習（教育・研究）をどう捉えればいいのか?!

そこで、改めて大学における「教育・研究及び地域貢献」という枠組みの中で、「生涯学習」に関わる教育と研究の機能をいかに構造化していくか、そしてまた、その役割遂行における理念と方向性を、当該大学がいかにもつかということが、厳しい財政事情と成果に対する説明責任が求められる中、今改めて問われていることは間違いない。これまでは、「生涯学習」というキーワードの下に、国民（一般成人）の学習ニーズの高度化や産業構造の変化等に対応する高等教育機会の拡充という形を採りながら、新たな顧客獲得や収入源の開拓という意味合いが強かったが、そもそも「生涯学習（教育）」は何を解決するために唱導されてきたのかを、再考する必要があるのではないか。つまり、単なる「公開講座を中心とした大学開放＝地域貢献」だけではなく、これまでの教育・学習のしくみを、統合（インテグレーション＝タテ・ヨコの統合）という視点から組み直していくという、本来の「生涯学習（教育）」の課題を解決するための教育と研究（人材養成のための研修や共同研究を含む）が、教育学部等や当該センターには求められるということである。

そこで、やや荒っぽいまとめになるが、今後、まずは新たな教育基本法上の規定（第3条：生涯学習の理念）を、どのように学校教育や社会教育において具現化していくか、そしてまた、そこにおける関連法規の整合性（生涯学習振興法＜略称＞の内容や位置づけ等を含む。）をいかに担保・実現していくか。例えば、特に地方公共団体においては、生涯学習（教育）に関わる教育行政のスタンスや従来の縦割りの施策の提供の枠組みが変わっておらず、さらに一方では、大学の教育学部等では、教員養成機能に特化しようとする動きもあり、生涯学習（教育）の理念や具体的な施策の枠組みや方向性が、未だ定まっていない状況にある（まだまだ「生涯教育課程」を有している大学は多い!）。こうした中で、新たな教育関係人材（教育行政専門職員あるいは社会教育主事や地域教育コーディネー

ター等)の養成や交流を目指して、当該センターや教育学部等の「生涯教育課程」の、新たな位置づけや内容構成が図られるべきなのである。

今、教育の問題(とりわけ学校教育)は、子どもたちの学力や問題行動等を前面に出した議論が盛んであるが、実はその問題は、地域と学校の新たな関係づくり(現在の「学校支援地域本部事業」はその芽出しとも言える!)の中でしか解決できないものである。そしてまた、そうした課題意識を受けた、子ども(この場合は、大学生をも含む)の教育と大人の学習支援の一体化・総合化、あるいはそれらを支える高度な関係人材の養成(大学院教育や現職教員等のブラッシュ・アップ教育等への貢献)、そういう視点からの教育と研究が、当該センターあるいは教育学部等において必要なのではないか。そこでは、必然的に、大学と地域(とりわけ教育行政)との、まさに双方向的・互恵的な協力関係の、さらなる強化・構築が求められるのである。そういう意味で、国レベルでは生涯学習政策局と高等教育局の、この点についての、より一層の連携・協力が望まれるのである。